

平成 31 年 3 月 22 日

八尾市長 田中 誠太 様

八尾市児童福祉審議会
委員長 農野 寛治

認定こども園の休止及び設置について（報告）

児童福祉法第 35 条第 6 項に基づき、平成 31 年 2 月 21 日に当審議会において、審議しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

意 見 書

(1)認定こども園の休止について

当該施設に関しては、保育教諭の大量辞職に伴い、施設を運営するための保育教諭が確保できていない点から鑑みて、休止による在園児等への影響を考えると心苦しい思いがあるものの、施設の休止はやむを得ないと考えられる。

しかしながら、八尾市に対しては、今後も何より子どもへの対応を優先する姿勢が求められる。また、子どもたちと最も距離の近い職員の声をしっかり聴くことのできる環境づくりに向けて、園と職員、職員同士の適切な関係構築を図るよう、市には当該園に限らず市内各園に対して適切な指導の課題を精査し、支援に努められたい。

なお、当該施設の休止後においても、法人に対して適切な指導の課題について充分確認し、支援を継続することを含め、以下のとおり対応を求める。

- ・在園児の処遇やケアには最大限配慮するよう努められたい。
- ・他の法人も含めた再発防止策の徹底を図られたい。
- ・休園からの再開には相当数時間がかかると思われるためその間、市も指導の課題を精査し、支援を行い、法人のガバナンスを機能させるよう努められたい。

(2)(仮称)神戸教育短期大学付属八尾ソレイユ認定こども園(新規設置)

予定地:八尾市山本町南2丁目4番5号

現在、八尾市においては前述のとおり民間認定こども園の休止という事態が生じており、当該園の在園児受け入れが喫緊の課題となっているほか、当該園への新規入園を検討されていた児童が待機児童とならないよう早急な対応が求められている。

そのような状況において、当該施設の運営にあたっては、市の公募を経て複数者の提案の審査を経て当該法人が選定された経過からも、教育・保育の質についても十分に担保されているものと思われる。また、当該施設については、対象に低年齢児を含めており、待機児童の解消に寄与することから、当該施設の設置は適当であると審議会では判断する。

なお、認定こども園の運営にあたっては、下記の点に留意するとともに、八尾市には、開園後においても施設が適切に運営できるよう対応を求める。

- ・休園する施設から移る園児のケアに配慮するため、市として今後も引き続き積極的に指導・支援されたい。
- ・現在求められている教育・保育のあり方を踏まえ、施設側には教育・保育内容について日々研鑽を積むとともに、保育教諭が安心して働くことのできる環境整備に努められたい。

(3)(仮称)認定こども園 五月橋保育所(保育所からの移行)

予定地:八尾市山本町南3丁目5番21号

現在、八尾市においては幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、子育て支援も行える認定こども園を推進しており、当該施設の認定こども園への移行は、八尾市の方針にも合致するものと考えられる。また、設置予定地は近隣に宅地が広がっているため持続的に高い保育ニーズがあると想定されるとともに、認定こども園による地域の子育て世帯に対する積極的な子育て支援事業も求められることから、当該施設の認定こども園への移行は適当であると審議会では判断する。

なお、認定こども園の運営にあたっては、下記の点に留意するとともに、八尾市には、開園後においても施設が適切に運営できるよう対応を求める。

- ・現在求められている教育・保育のあり方を踏まえ、施設側には教育・保育内容について日々研鑽を積むとともに、保育教諭が安心して働くことのできる環境整備に努められたい。

(4)全体総括

上記3施設の休止・整備にあたり、八尾市には今後下記の点に留意するよう求める。

- ・今後も子どもを第一に教育・保育を推進するとともに、保育教諭が安心して働くことのできる環境整備が進められているかなど、市には当該法人以外についても日頃から現場の状況を把握し、時には監査等によりガバナンスを機能させるよう指導・支援を図られたい。
- ・施設整備にあたっては、地域における既存施設と保育ニーズを考慮して、今後も適正な整備を進められたい。

以上